

**公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る評価シート
【公益法人以外用】**

団体名称	千葉県道路公社	所管所属名称	国土整備部 道路計画課	評価実施年度	令和7年度	※1【説明】は評点をつけた側が理由等を記入し、【コメント】は評点をつけた側の採点結果及び説明を受けて評点をつけていない側が所見を記入しています。			
評価点の 視点	評価項目	評価配点			調査票 該当番号	団体による評価		所管所属による評価	
		評点	説明又はコメント※1	評点		評点	説明又はコメント※1	評点	説明又はコメント※1
1 県 関 与 の 必 要 性	① 当初の目的を踏まえつ現在において必要性を問い合わせてもなお、出資又は出捐関係を維持する意義	1点：意義が大きい。 0点：意義が大きいとは言えない。 ▲1点：意義がない又は乏しい。	2~4	【コメント】 県内の道路ネットワーク整備において、有料道路制度の活用は、県の財政負担を軽減しながら、道路整備が進められる有効な手段である。 有料道路事業への出資は地方道路公社法第4条に定められており、設立団体として必要不可欠なものである。 県と連携し、道路管理者の権限代行ができる団体は他には無いことから、将来を見通し、事業量に応じた経費節減を行ないながら、引き続き道路ネットワーク整備に努めていく。	1 1 1 1 1	【説明】 道路事業は限られた財源の中で整備を行っているため、有料道路事業により建設費を調達することで、早期に道路整備を図るとともに、供用開始後の料金徴収期間においては維持管理費も抑え、県の財政負担が軽減されることから、意義が大きい。 今後も引き続き、県が定めた関与方針に沿って、道路公社と連携しながら、利用促進による增收対策やコスト縮減に努めていく。			
	② 類似団体や民間団体などの他の扱い手が存在している場合においてもなお、出資又は出捐関係を維持する意義	1点：意義が大きい又は類似団体等は存在しない。 0点：意義が大きいとは言えない。 ▲1点：意義がない又は乏しい。	2~4			【説明】 今後も引き続き、県が定めた関与方針に沿って、道路公社と連携しながら、利用促進による增收対策やコスト縮減に努めていく。			
	③ 県が自ら施策を実施することその他の事業手法と費用対効果を比較して、出資又は出捐関係を維持する意義	1点：意義が大きい。 0点：意義が大きいとは言えない。 ▲1点：意義がない又は乏しい。	2~4			【説明】 今後も引き続き、県が定めた関与方針に沿って、道路公社と連携しながら、利用促進による增收対策やコスト縮減に努めていく。			
	④ 将来見通しを踏まえた、現状の県関与の必要かつ妥当な水準・方法	1点：水準・方法の維持や拡大が適当である。 0点：水準・方法の縮小や拡大、見直しを検討中である。 ▲1点：水準・方法の廃止検討や縮小、変更を行っている。	全体			【説明】 今後も引き続き、県が定めた関与方針に沿って、道路公社と連携しながら、利用促進による增收対策やコスト縮減に努めていく。			
	⑤ 県が定めた関与方針（策定済みであれば経営健全化方針を含む）に沿った取組	1点：概ね順調に進捗している。 0点：進捗していない部分がある。 ▲1点：主要な部分が進捗していない。	5~2			【説明】 今後も引き続き、県が定めた関与方針に沿って、道路公社と連携しながら、利用促進による增收対策やコスト縮減に努めていく。			
2 経 営 体 制	① 「理事会等の開催・運営」や「財務諸表等の作成・公表・備置」の法令等に基づいた適正な実施	1点：義務を超えて行っている。 0点：義務の範囲内で行っている。 ▲1点：義務を守っていない部分がある。	7	1	【説明】 ①理事会に代わる運営委員会を年2回開催し、主に決算及び予算内容を審議している。地方道路公社法には理事会の設置義務はないが、独自に運営委員会を設置し、運営についての協議を行っている。 ②監査は決算及び中間監査の2回を監査法人により実施している。 ③役員については、理事長が設立団体の長（知事）より任命され、理事は、理事長が設立団体の長（知事）の認可を受けて任命されることが地方道路公社法第13条（役員の任命）で決められている。 ④将来の事業量の見通しを踏まえ、令和6年度（令和7年度採用分）から新規職員の募集を再開した。令和7年度（令和8年度採用分）も募集を行っている。 ⑤中期的な経営計画（R7~R9）を策定しており、現在、経営計画による取組状況を継続して進捗を図っている。	【コメント】 ・令和3年度からプロパー職員も役員に任命し、民間人材等を起用している。 ・職員の高齢化や職員数の減少に伴い、技術の継承に課題があることなどを踏まえ、令和6年度（令和7年度採用分）、令和7年度（令和8年度採用分）と職員採用の募集を行っている。引き続き、業務量に応じた人員確保に取り組むように監督する。			
	② 「監査」の法令等に基づいた適正な実施	1点：義務を超えて又は外部的な監査を行っている。 0点：義務の範囲内で行っている。 ▲1点：義務を守っていない部分がある。	7	1					
	③ 役員（監事・監査役を除く）への民間人材等（民間人材及びプロバー）の起用	1点：経営責任者に民間人材等を起用している。 0点：経営責任者ではないが民間人材等を起用している。 ▲1点：民間人材等は起用していない。	8	0					
	④ 人員体制の将来見通し	1点：課題は見当たらぬ。 0点：将来的な課題がある。 ▲1点：5年内に対応すべき課題がある。	8	1					
	⑤ 中長期的な経営計画や達成目標となる指標の達成状況	1点：概ね達成できている。 0点：達成できていない部分がある。 ▲1点：策定していない又は主要な部分が未達成である。	9	1					
3 財 務 状 況	① 債務超過の状況	1点：直近3年間はいずれも債務超過ではない。 0点：直近3年間に債務超過の年度があった。 ▲1点：直近の決算は債務超過である。	10	1	【説明】 ②九十九里有料道路及び附帯事業に係る当期損益について、令和4、5年度は赤字だったが、令和6年度は黒字に転換した。 ③九十九里有料道路及び附帯事業に係る過年度からの繰越欠損金である。 ⑤現在、管理している路線では、管理運営を賄う収益は確保しているものの、実績交通量が計画交通量を下回っており、未償還金の発生が見込まれることが課題になっている。	【コメント】 ・九十九里有料道路の令和6年度の決算は黒字となつたが、令和5年度と比較しても交通量は横ばいとなっており、今後も長寿命化修繕計画に基づく必要な定期点検や修繕工事等も見込まれているため、適切な道路管理を図ることとともに、更なる利用促進で增收対策に取り組むように監督する。			
	② 経常損益の状況 【公益法人以外用の評価項目】	1点：直近3年間はいずれも黒字である。 0点：直近3年間に赤字の年度があった。 ▲1点：直近の決算は赤字であった。	10	0					
	③ 繰越損益の状況 【公益法人以外用の評価項目】	1点：直近3年間はいずれも黒字である。 0点：直近3年間に赤字の年度があった。 ▲1点：直近の決算は赤字であった。	10	▲1					
	④ 経営健全化の必要性	1点：経営健全化方針の策定要件に該当しない。 0点：要件に将来的に該当する可能性がある。 ▲1点：要件に該当する。	5~2	1					
	財務状況の将来見通し ※経営健全化方針を策定している団体は、現時点の中長期的な収支予測比で、上回る1点、概ね予測どおり0点、下回る▲1点	1点：課題は見当たらぬ。 0点：将来的な課題がある。 ▲1点：5年内に対応すべき課題がある。	全体	0					
4 県 か ら の 支 援	① 県からの人的な支援の状況	1点：人的な支援は受けていない。 0点：人的な支援を受けている。 ▲1点：県が給与等を負担する人的な支援を受けている。	4~8	0	【説明】 ①理事長は県からの派遣（現職）。 ④令和4年度において、料金徴収期間の満了を迎えた千葉外房有料道路で未償還金が発生したことから県からの補助金により、清算を行つた。	【コメント】 ・千葉外房有料道路で、料金徴収期間の満了時において、未償還金が発生したため、県から財政的な支援を行つた。			
	② 経営難を理由とした県からの借入金残高の状況	1点：0円又は対前年度決算比で減少が10%超である。 0点：対前年度決算比で増減が10%以内である。 ▲1点：対前年度決算比で増加が10%超である。	11	1					
	③ 経営難を理由とした県による損失補償等の状況	1点：0円又は対前年度決算比で減少が10%超である。 0点：対前年度決算比で増減が10%以内である。 ▲1点：対前年度決算比で増加が10%超である。	11	1					
	④ 運営費補助や赤字補填等を目的とした県からの財政的な支援の状況	1点：直近5年間には受けていない。 0点：直近5年間で受けた年度があった。 ▲1点：直近の決算で受けていた。	12	0					
	⑤ 経営難を理由とした県の追加出資又は出捐の状況	1点：直近5年間には受けていない。 0点：直近5年間で受けた年度があった。 ▲1点：直近の決算で受けていた。	12	1					

評点の集計結果等			
評価の視点	基準点※2	評点	評価点数
	①	②	①+②
1 県関与の必要性	5	5	10
2 経営体制	5	4	9
3 財務状況	5	1	6
4 県からの支援	5	3	8

※2「基準点」は、超えていなければ、その評価の視点は改善が望まれる状態を意味する点数で、団体の強み、弱みを把握して改善を図る際に、参考にしてもらうことを期待しています。

総務課による総括コメント			
将来発生が見込まれる未償還金の縮減について課題があり、問題がないとは言い難い。関与方針に基づき団体と県で連携して経営改善を進め、引き続き、団体の設立目的や県が関与している意義に沿った事業展開を図っていただきたい。			

